	電解液、燃料又は燃料ガスの漏洩がない自動車又は装置（蓄電池、内燃機関、燃料電池、圧縮ガスシリンダー若しくは蓄圧器又は燃料タンクが搭載されたものをいう。） ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が認める場合以外の場合にあっては、リチウムイオン電池のみを動力源とする自動車並びに内燃機関及びリチウム金属電池又はリチウムイオン電池を動力源とするハイブリッド自動車のリチウム電池は、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部38.3節の各試験要件に適合したものでなければならない。 ⑵　⑴以外の船舶又は車両区域以外の区域に積載する場合 ①　燃料系統からの漏洩がなく、燃料タンク内の引火性液体類の量は450リットル以下であり、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられている引火点が摂氏38度以上の引火性液体類を燃料とする内燃機関及び自動車 ②　燃料タンクが空（燃料タンクから燃料が排出され、燃料不足により内燃機関が作動できない状態をいう。）であって、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられている引火点が摂氏38度未満の引火性液体類を燃料とする内燃機関及び自動車（燃料系統及び燃料タンクを洗浄又は清浄していないものを含む。） ③　燃料タンク内の圧力が0.2メガパスカル以下であって、かつ、取り付けられた蓄電池は短絡を防止するための措置が講じられている引火性高圧ガス（液化又は圧縮されたもの）を燃料とする内燃機関及び自動車 ④　電池の短絡を防止するための措置が講じられている蓄電池又はナトリウム電池を動力源とする装置 ⑤　洗浄若しくは清浄により内燃機関内部の燃料が全て排出されている場合又は残渣の漏洩を防止するための封印が講じられている引火性液体類又は引火性高圧ガスを燃料とする内燃機関 ⑥　燃料供給系統の遮断またはその他の方法により誤作動防止の措置が講じられ、かつ、燃料供給タンクからの排出防止及び封印の措置が講じられている燃料電池エンジン（燃料供給タンクを洗浄又は清浄していないものを含む。）

別表第１備考10の表に次のように加える。

SP968	1　本記号が付される危険物の国連番号は海上運送においては適用しない。 2　廃棄される容器はIMDGコード4.1.1.11の規定に従うこと。
SP970	1　内燃機関（内燃機関を動力源とする機械又は装置類を含む。）、燃料電池エンジン及び引火性液体類、引火性高圧ガス及び引火性液体類又は引火性高圧ガスを含む燃料電池エンジンを動力源とする自動車（内燃機関及び蓄電池、ナトリウム電池、リチウム金属電池又はリチウムイオン電池を動力源とするハイブリッド自動車を含む。）に適用する。 2　SP961及びSP962の要件を満たさない内燃機関は、国連番号3166の危険物には該当しない。 3　引火性液体類及び引火性高圧ガスを動力源とする自動車の正式品名は「自動車（引火性高圧ガスを燃料とするもの）」とすること。

別表第十四高圧ガス（等級が２・１のもの又は副次危険性等級が２・１のもの）の項水反応可燃性物質又は副次危険性等級が4.3の危険物の欄中「×」を「２」に改める。

別表第十四引火性液体類又は副次危険性等級が３の危険物の項水反応可燃性物質又は副次危険性等級が4.3の危険物の欄中「１」を「２」に改める。

別表第十四水反応可燃性物質又は副次危険性等級が４・３の危険物の項高圧ガス（等級が2.1のもの又は副次危険性等級が2.1のもの）の欄中「×」を「２」に改める。

別表第十四水反応可燃性物質又は副次危険性等級が４・３の危険物の項引火性液体類又は副次危険性等級が３の危険物の欄中「１」を「２」に改める。

別表第十四備考中「船の長さ」を「船首尾」に、「区画とは、耐水性」を「区画とは、耐火性」に改める。

別表第十六高圧ガス（等級が２・１のもの又は副次危険性等級が２・１のもの）の項水反応可燃性物質又は副次危険性等級が4.3の危険物の欄中「×」を「２」に改める。

別表第十六引火性液体類又は副次危険性等級が３の危険物の項水反応可燃性物質又は副次危険性等級が4.3の危険物の欄中「１」を「２」に改める。

別表第十六水反応可燃性物質又は副次危険性等級が４・３の危険物の項高圧ガス（等級が2.1のもの又は副次危険性等級が2.1のもの）の欄中「×」を「２」に改める。

別表第十六水反応可燃性物質又は副次危険性等級が４・３の危険物の項引火性液体類又は副次危険性等級が３の危険物の欄中「１」を「２」に改める。

別表第十六備考中「船の長さ」を「船首尾」に改める。

別表第十七の表リチウム電池（装置に組み込まれたものを除く。）の欄の次に次のように加える。

薬剤（有害水バラスト処理設備に使用するもの）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十七条の二第二項第一号の確認（同条第三項に規定する同条第二項第一号の確認に相当する確認を含む。この表において「設備確認」という。）又は第十七条の七第一項の指定（この表において「型式指定」という。）の際に確認又は指定された容器	設備確認又は型式指定の際に確認又は指定された方法により積載すること。

第１号様式を次のように改める。

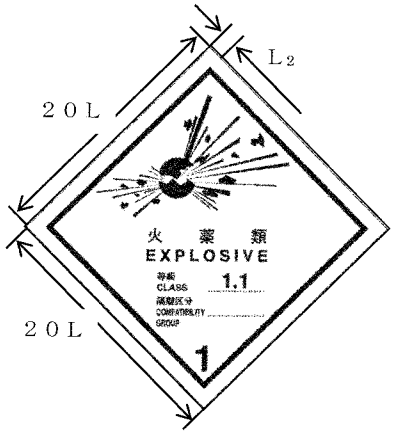
第１号様式（第７条の２、第16条の２関係）

注１　Ｌは、正標札及び副標札にあつては、0.5センチメートル以上、正標識及び副標識にあつては、1.25センチメートル以上とする。ただし、表示が困難となる場合にあつては、Ｌはこの限りでない。L_2は、標札にあつては、0.5センチメートル、標識にあつては、1.25センチメートルとする。

２　標札等を危険物を収納する小型容器、大型容器、ＩＢＣ容器、高圧容器及びポータブルタンク（以下「容器等」という。）に付した場合であつて、当該標札等と容器等との境界を識別することが困難な場合は、当該標札等と容器等との境界が識別できるように点線又は実線により境界線を明確に表示すること。

３　ふちの内側の線の太さは２ミリメートル以上とする。

等級1.1を示す正標札及び正標識



部　分	色　彩
地	だいだい
文　字	黒
線	黒
記　号	黒

隔離区分の欄には、収納されている火薬類の隔離区分を記入するものとする。